軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」といいます。）に対して課税されます。

納税義務者（軽自動車税を納めていただく方）

その年の4月1日（課税の基準となる日で、賦課期日といいます。）に軽自動車等を所有している方

※4月2日以降に廃車や譲渡などをしても、月割ではなくその年度の税額の全額を納付していただきます。

税　率

＜原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車＞

車　種	車輪数、用途、総排気量等			税率（年額）
原動機付自転車	車輪数による制限なしミニカーや最高出力4.0 kW以下の二輪を除きます	総排気量	50cc以下	2,000円
		定格出力	0.6kW以下（※1）	
	二輪のもの	総排気量 最高出力	125cc以下 4.0kW以下（※2）	
		総排気量	50cc超90cc以下	
		定格出力	0.6kW超0.8kW以下	
		総排気量	90cc超125cc以下	2,400円
		定格出力	0.8kW超1kW以下	
	三輪以上のもの（ミニカー）（※3）	総排気量	20cc超50cc以下	3,700円
		定格出力	0.25kW超0.6kW以下	
軽自動車	二輪のもの（側車付きのものを含みます。）（※4）	総排気量125cc超250cc以下		3,600円
	専ら雪上を走行するもの	総排気量660cc以下		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用・刈取脱穀作業用のもの	最高速度35km毎時未満		2,400円
	二輪のもの（側車付きのものを含みます。）	最高速度15km毎時以下		3,600円
	三輪のもの			3,900円
	四輪以上のもの			5,000円
二輪の小型自動車		総排気量250cc超		6,000円

（※1）特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）は、原動機付自転車第一種に含まれます。
（※2）総排気量125cc以下の原動機付自転車については、最高出力が4.0kW以下であるものに限り、税率（年額）が2,000円となります。
なお、最高出力はその他の区分では用いません。
（※3）「車室を備えず、かつ、輪距（通常は、左右のタイヤの中心間の距離）が0.5メートル以下のもの」、「側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5 メートル以下の三輪のもの」の税率は、2,000 円です。
（※4）被けん引車（ボートトレーラ等）については、補助輪を除く車輪の数に相当する軽自動車の税率を適用します。

＜三輪および四輪以上の軽自動車＞

最初の新規検査の年月によって、以下のとおり適用される税率（年額）が異なります。

種　別			税率（年額）		
			平成25年3月以前に最初の新規検査を受けた車両（重課税率適用）	平成25年4月から平成27年3月の間に最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月以後に最初の新規検査を受けた車両
三輪のもの（総排気量660cc以下）			4,600円	3,100円	3,900円
四輪以上のもの（総排気量660cc以下）	乗　用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円

（注1）「最初の新規検査」とは、初めて車両番号の指定（ナンバープレートの交付）を受けることをいいます。最初の新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」欄をご覧ください。
（注2）令和8年4月1日時点で最初の新規検査から13年を超える車両には重課税率が適用されます。ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象外です。

●グリーン化特例（軽課）措置

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両のうち、一定の環境性能を有する以下の対象車に該当する車両は、**令和8年度分に限り**、軽課税率（年額）が適用されます。

【軽課税率】

種　別			税率（年額）	
			電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車（※1）	ガソリン車・ ハイブリッド車（※2）
三輪のもの（総排気量660cc以下）			1,000円	2,000円（※3）
四輪以上のもの （総排気量 660cc以下）	乗　用	自家用	2,700円	対象外
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物用	自家用	1,300円	対象外
		営業用	1,000円	対象外

（※1）天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両または平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10％以上窒素酸化物を低減する車両
（※2）平成30年排出ガス基準50％低減達成車、または平成17年排出ガス基準75％低減達成車で、令和12年度燃費基準90％達成車かつ令和2年度燃費基準達成車
（※3）乗用の営業用に限り、適用対象となります。

※令和8年6月1日現在適用されている条例に基づく税率です。条例については、改正される場合があります。詳しくは、市ウェブサイト（ページID:1033972）をご覧ください。

納付の方法

納税通知書により、納期限（**5月31日**）までに納付していただきます。
ただし、納期限が土曜日・日曜日・祝日等のときは翌日（平日）となります。

課税免除

以下の車両は軽自動車税が課税免除される場合があります。
要件等の詳細については金山市税事務所徴収課（軽自動車税担当）へお問い合わせください。

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方などが所有し、かつ、使用する軽自動車等（1人1台に限ります。）
- 専ら身体障害者等の利用に供するための構造を有する軽自動車等（例:車いす移動車等）
- 地域防災または地域防犯のため専らその用に供する軽自動車等（例:青色回転灯装備車等）
- 商品であって使用しない軽自動車等

申告・手続き

軽自動車等を取得・譲受などした場合や所有者の氏名・住所を変更した場合は**15日以内**に、軽自動車等を廃車・譲渡などした場合は**30日以内**に次の場所で申告・手続きをしてください。
なお、申告書はそれぞれの提出先に用意されています。

車　種	提　出　先	備考（手続き）
原動機付自転車	名古屋市電子申請サービスを利用したオンラインによる手続きまたは最寄りの市税事務所、区役所・支所の税務窓口で申告書を提出できます。 [申告ガイド]　[オンライン手続き]	
小型特殊自動車		
二輪の軽自動車	愛知運輸支局 〒454-8558 中川区北江町1-1-2	愛知運輸支局での使用の届出、届出済証の返納、所有者の変更等の手続きの際に申告書を提出します。
二輪の小型自動車		愛知運輸支局での新規検査、まっ消（登録）申請、所有者の変更等の手続きの際に申告書を提出します。
軽　自　動　車 （二輪の軽自動車を除く）	一般社団法人全国軽自動車協会連合会 愛知事務所 （軽自動車検査協会内） 〒455-0052 港区いろは町2-56-2	軽自動車検査協会の新規検査、検査証の返納、所有者の変更等の手続きの際に申告書を提出します。

事業所税

事業所税は、道路、上・下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事業所等において法人または個人の行う事業に対して課税されます。

納税義務者（事業所税を納めていただく方）

市内において、事務所、店舗、工場や倉庫など（以下「事業所等」といいます。）を設けて事業を行っている方

免税点

課税標準の算定期間の末日（法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日）現在において、以下の場合には、資産割または従業者割は課税されません。なお、事業を行っている方の特殊関係者（子会社や親会社が同一である他の子会社で一定の方など）の事業が同一家屋内で行われている場合、その同一家屋内で行われている方の事業は、共同事業とみなされ、以下の床面積または従業者数の判定において合算して行います。

（1）資産割　市内の各事業所等の床面積（借り受けている場合も含みます。）の合計が**1,000m²以下**

（2）従業者割　市内の各事業所等の従業者数（役員を含みます。）の合計が**100人以下**

課税標準と税率

（1）資産割　事業所床面積（m²）× 600円（税率）　　（2）従業者割　従業者給与総額（円）×0.25％（税率）

申告と納付の方法

納税義務者が税額を算出して以下の期限までに申告し、その申告した税額を納付していただきます（事業所床面積が800㎡以上1,000㎡以下または従業者数が80人以上100人以下の方は、課税にはなりませんが申告書のみ提出していただきます。）。

法人の場合:事業年度終了後　**2か月以内**　　個人の場合:翌年　**3月15日**

なお、申告期限までに申告がない場合には不申告加算金が、申告した税額が過少であった場合には過少申告加算金が課されます。

使いみちは…？

事業所税（令和8年度予算177億円）は、道路整備、上・下水道整備、市街地開発事業、教育文化施設整備、社会福祉施設整備などの都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用（令和8年度予算都市環境整備等充当一般財源1,557億円）に充てています。

市たばこ税

市たばこ税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者または卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して課税されます。

納税義務者（市たばこ税を納めていただく方）

日本たばこ産業株式会社、特定販売業者または卸売販売業者

課税標準と税率

小売業者に売り渡したたばこの合計本数×税率

・紙巻きたばこの税率は1,000本につき6,552円です。
　なお、市、県および国のたばこ税の税率は次のとおりです。

	市たばこ税	県たばこ税	国たばこ税	たばこ特別税(国税)
税率(1,000本につき)	6,552円	1,070円	6,802円	820円

・たばこ1箱に含まれるたばこ税などの内訳
　たばこ1箱（20本入り小売定価580円）に含まれるたばこ税などの内訳は次のとおりです。

国たばこ税	たばこ特別税	消費税	地方消費税	県たばこ税	市たばこ税	合計
136.04円	16.40円	41.12円	11.60円	21.40円	131.04円	357.6円

申告と納付の方法

納税義務者が毎月税額を算出して**翌月末日**までに申告し、その申告した税額を納付していただきます。